

平成 22 年 12 月 24 日

## 地上デジタル放送未対応の市町村民税非課税世帯への 簡易なチューナー給付支援の申込みの受付開始等

総務省

総務省 地デジチューナー支援実施センター

総務省 地デジチューナー支援実施センター（運営団体：株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（NTT-ME））は、平成 23 年 1 月 24 日（月）から地上デジタル放送未対応の市町村民税非課税世帯を対象とした簡易なチューナー給付支援の申込みの受付を開始します。

また、現在実施している地上デジタル放送未対応のNHK放送受信料全額免除世帯を対象とした簡易なチューナー給付支援の申込受付期間を延長し、引き続き申込を受け付けることといたします。

市町村民税非課税世帯への支援は、地上デジタル放送未対応で世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯に対して、地上デジタル放送を視聴するために必要な最低限の機器（簡易なチューナー 1 台）の無償給付（配送）及び電話サポートを行うものです（以下、非課税世帯支援といいます。概要については、別紙を参照してください。）。

また、現在実施しているNHK放送受信料全額免除世帯への支援（以下、NHK放送受信料全額免除世帯支援といいます。）については、平成 22 年 12 月 28 日が締切りでしたが、申込受付期間を平成 23 年 7 月 24 日まで延長します（4 月 1 日以降の支援については、平成 23 年度予算の成立が前提です。）。

詳細については、総務省 地デジチューナー支援実施センターを運営するNTT-MEのホームページのニュースリリースコーナーを御覧ください。

NTT-MEのホームページ：[※支援業務は終了しました。](#)

総務省 地デジチューナー支援実施センター

**※支援業務は終了しました。**

【非課税世帯支援に関するお問い合わせ先】

**※支援業務は終了しました。**

【NHK放送受信料全額免除世帯支援に関するお問い合わせ先】

**※支援業務は終了しました。**

<本報道発表のお問い合わせ先>

【総務省連絡先】

情報流通行政局地上放送課

デジタル放送受信者支援室

担 当：松本室長補佐、小笠原専門職

電 話：（代表）03-5253-5111（内線5942）

（直通）03-5253-5942

F A X：03-5253-5794

【NTT-ME連絡先】

総務省 地デジチューナー支援実施センター

※支援業務は終了しました。

<NHKへのお問い合わせ先>

NHKふれあいセンター

【放送受信契約に関する連絡先】

電 話：0570-077077

F A X：045-522-3044

※ 上記の電話番号が利用できない場合は  
：050-3786-5003

※ 12/31～1/3の間は、お休みです。

午前9時から午後9時（休日は午後6時まで）

【受信料全額免除手続きに関する連絡先】

電 話：0570-000588

F A X：045-522-3044

※ 上記の電話番号が利用できない場合は  
：050-3786-5109

※ 12/29～1/3の間は、お休みです。

## 非課税世帯支援の概要

支援の対象となる世帯	地上デジタル放送未対応で、世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯が対象となります。
支援の内容	① 簡易なチューナー1台を無償で給付します（現物給付です。精算やテレビの給付は行いません。お住まいへ配送します。）。 ・ 簡易なチューナー1台は御自身で設置してください。 ・ アンテナの工事などが必要な場合は、御自身で行ってください。 ② 簡易なチューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。
申込受付期間	平成23年1月24日から平成23年7月24日まで（消印有効）です。 ※ 平成23年4月1日以降の支援については、平成23年度予算の成立が前提です。
申込書の配布開始	平成23年度1月中旬を予定しています。
申込書の入手方法	① 総務省 地デジチューナー支援実施センターのホームページから、申込書のお取り寄せができます。 ② 総務省 地デジチューナー支援センターへ直接電話をいただく方法でもお取り寄せ可能です。 ③ お住まいの自治体やお近くのNHKの窓口にも備え置きしている場合があります。 ・ 申込書は、ホームページからのお取り寄せがよりスムーズです。 ・ 専用電話番号は、平成23年1月5日からの運用を開始します。
申込時の注意事項	支援の申込みの際には、以下の書類が必要ですのでご用意ください。 ① 世帯全員が記載された住民票の写し（発行後1年以内のもの） ② 世帯全員分の市町村民税（特別区民税を含む。）非課税証明書 ・ 平成21年以降の所得に係るものが必要です。 ・ 平成3年4月2日以降に生まれた方のは不要です。 ・ 発行手数料は、申込者の御負担をお願いします。